



第三号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No.1

【根拠条文】

法第27条の26第2項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 江尻 隆

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

あさひ・狛法律事務所

【報告義務発生日】

平成18年12月31日

【提出日】

平成19年1月15日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】

その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社日本医療事務センター
会社コード	9652
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	バーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッド (Burgundy Asset Management Ltd.)
住所又は本店所在地	カナダ、オンタリオ州、トロント、ベイ・ストリート181 (181 Bay St., Toronto, Ontario, Canada)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1990年8月3日
代表者氏名	ジェイムズ・メドウズ (James Meadows)
代表者役職	ヴァイス・プレジデント兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券(株)			499,700
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M	N	O 499,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	499,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 12 月 31 日現在)	S	12,400,689
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)		4.03%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5.02%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Burgundy Asset Management Ltd., a corporation organized and existing under the laws of Ontario, Canada (the "Company"), does hereby appoint Messrs. Takashi Ejiri and Rika Sato, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company, N.I.C. Corporation, and the related stock exchange(s) in Japan to do any and all acts and said agent and attorney-in fact deem necessary of appropriate to implement the filing of such reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 11th day of January, 2007.

By: _____

Name: James Meadows

Title: Vice President & Chief Compliance Officer

(訳文)

委任状

カナダ、オンタリオ州法に基づき設立され存続する法人であるバーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当会社」という）は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士江尻隆氏、及び同佐藤りか氏を、当会社の法律上及び事実行為の代理人として復代理人選任の権限も含めて選任し、日本の証券取引法上第2章の3の各条文により要求される、大量保有報告書及びその変更報告書及び訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出すること、それらの写しを発行会社である株式会社日本医療事務センター及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うため代理人が必要・適切と判断するすべての行為を行う件に関し、当会社を代理する権限を与える。

上記の証として、2007年1月11日、当会社はその名義でこの委任状を下記署名人により作成した。

バーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッド

（署名）

氏名：ジェイムズ・メドウズ

肩書：ヴァイス・プレジデント兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆

